

答 申 第 4 5 号

平成 26 年 3 月 24 日

仙台市長 奥山 恵美子 様

仙台市情報公開審査会

会長 井坂 正宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 25 年 7 月 9 日付け H25 復震第 688 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 64 号

- 「・ 平成 23 年 9 月 11 日開催の第 3 回東部地域検討ワーキンググループにおいて事務局が言及した『津波シミュレーション CASE 1 ～CASE 6』に関する計 6 ケース分の動画電子データのうち、CASE 1 ～CASE 4 及び CASE 6 の動画電子データ
- ・ 平成 23 年 9 月 16 日開催の第 4 回震災復興検討会議において使用した参考資料『県道高さの検討について』の根拠とした県道嵩上 3 m, 4 m, 5 m 及び 6 m 計 4 ケース分の動画電子データのうち、県道嵩上 3 m, 4 m 及び 5 m のケースの動画電子データ
- ・ 平成 23 年 9 月 11 日開催の第 3 回東部地域検討ワーキンググループにおいて使用した『資料 1』に示す『東日本大震災に関する東北支部学術合同調査委員会第 2 次報告会（平成 23 年 7 月 1 日）』の資料 」

に係る公文書非開示決定に対する異議申立て

答 申
(諮問第 64 号)

1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、別記 1 の各公文書の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 25 年 6 月 5 日付けで別記 2 の公文書を開示し、その余については不存在を理由として非開示とする決定をしたことについて、当該非開示決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述で主張した異議申立ての主な理由は、概ね次のように要約できる。

別記 1 のうち CASE 1～CASE 6 に関する計 6 ケース分の動画電子データについて、実施機関は別記 2 の公文書以外は提供を受けておらず不存在であると説明している。しかし、申立人は、平成 23 年 9 月 11 日開催の東部地域検討ワーキンググループ及び同月 16 日開催の震災復興検討会議の席上における実施機関の職員の発言を議事録により確認している。その際の職員の発言は、津波による浸水状況について 6 つのケースを想定してシミュレーションした結果の動画を見ていなければならないものであり、また実施機関の職員自身がいずれの動画を見ても同じ結果であるといっている。その旨の発言があるからにはその根拠となる動画電子データが存在するはずである。

しかし、実施機関は、職員が動画を見たことは事実だが、当該動画のデータは実施機関が作成したものではなく、実施機関はその作成者から当該データを収受していないため、公文書としては不存在であるとしている。この論理は、平成 23 年 7 月に市内で開催された東日本大震災に関する東北支部学術合同調査委員会（申立人及び実施機関は開示請求書、理由説明書等において同調査委員会の名称について別な表記もしているが、当審査会が確認したところ、この名称が正しい。）の報告会において配布された資料（以下「本件報告会資料」という。）についても用いられている。実施機関は、職員を当該報告会に参加させ、本件報告会資料を入手した。そして、その一部を実施機関作成の資料に引用したにもかかわらず、本件報告会資料自体は現に保有しておらず、不存在であると説明している。しかし、引用された本件報告会資料の内容は、災害危険区域を指定する基準を決定するにあたり重要な根拠として組織的に用いられているのであるから、本件報告会資料は公文書として位置づけられるべきものである。

収受という形式的な手続を経ていないという理由で保有していないとすることは、情報公開制度の精神をないがしろにするものである。これが許されるなら実施機関が入手する資料の多くが公文書ではなくなってしまう。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張した内容は、概ね次のとおりである。

(1) 津波のシミュレーション結果に係る動画電子データについて

確かに、実施機関は、津波のシミュレーション結果に係る動画をその作成者から見せてもらいながら説明を受け、その内容を実施機関内部での協議に用いた。そして、これらのうち CASE 5 については、市民を対象とした説明会等においてシミュレーション結果を分かりやすく示すための補助的な説明資料として有用であると思われたことから、作成者からその動画電子データの提供を受けた。なお、当該提供を受けたデータは、申立人が開示を求めている県道嵩上 6 m のケースに該当するものでもある。そこで実施機関は、当該提供を受けたデータを対象公文書として特定し、これを開示する決定を行った。実施機関は CASE 5 以外の動画電子データの提供は受けておらず、現にこのほかに津波のシミュレーション結果に係る動画電子データを保有していない。

(2) 本件報告会資料について

実施機関は、入手した本件報告会資料のうち、当該資料に掲載されていたインドネシアにおける津波被害の調査結果に係る論文に関する記載の一部を仙台市震災復興計画に引用することを考えた。しかし、引用はインドネシアにおける津波被害の調査結果に係る論文そのものから直接行えば良いことから、本件報告会資料は不要と判断し、收受の手続をとらなかった。実施機関は現在、本件報告会資料を公文書として保有していない。

5 審査会の判断

本件における論点は、結局のところ、実施機関が別記 2 の公文書以外に対象とすべき公文書を保有しているか否かに尽きる。そこで当審査会は、実施機関に対して実地見分を行い、対象公文書の存否を確認することとした。

(1) 当審査会の実地見分の結果について

実地見分は、平成 26 年 1 月 22 日に実施機関の担当課である復興事業局震災復興室の執務室、書庫、職員の執務用端末等について実施した。

その結果、当審査会は、津波に関する 3 件の動画の電子データのファイルの存在を確認した。それぞれの内容を確認したところ、一つは別記 2 の公文書そのものであり、残る二つについては、いずれも平成 23 年 3 月 11 日に発生した津波による被災状況を再現したものであり、シミュレーション結果の電子データとはいえないものであった。また、当審査会は、執務室内の書庫、脇机、職員の机上等において保管されている各種行政文書ファイル等を子細に点検したが、本件報告会資料の存在は確認できなかった。

したがって、当審査会としては、実施機関が別記 2 の公文書以外の対象公文書を保有しているとは認められない。

(2) 申立人のその他の意見について

申立人は意見書等において、申立人が平成 23 年 11 月 7 日付けで実施機関に異議申立てを行い、実施機関からの諮問を受け、当審査会が平成 25 年 4 月 26 日付けで実施機関に答申をした案件に係る実施機関のその後の対応について意見を述べているが、申立人も認めるとおり、これは別件の異議申立てに関する意見であり、当審査会としては、かかる申立人の意見について本答申において何らかの応答をする必要は認めない。

(3) 結論

以上のとおりであるから冒頭のとおり判断する。

なお、本件に関する当審査会の審議の中で、実施機関の事務処理について議論となった点があるので付言する。

まず、実施機関が入手した本件報告会資料についてである。実施機関は、当該資料の記事の一部の引用を考えたものの、結局当該資料から直接引用することはしないこととしたため、当該資料を公文書として収受し、保管する手続きをとらなかったという。実施機関が当該資料を保有しているとは認められなかったが、実施機関の作成した資料には、当該資料から引用したように記されており、これが申立人の誤解を招く原因となった。他の文献等から引用する場合は、その出典は正確に記載しなければならないことはいうまでもない。その点、実施機関は十分な注意を払うべきである。

次に、本件異議申立てに至る経過についてである。申立人が意見書等において述べるところによれば、本件異議申立てに至る経過は概ね次のとおりである。

申立人は、平成 25 年 2 月 5 日付けで本件開示請求を行い、これに応じ、実施機関は数次にわたり開示等決定を行った。申立人は、当該開示等決定の一部について同年 3 月 6 日付けで異議申立てを行い、同年 4 月 5 日付けでその一部を取り下げた。しかし、同年 6 月に入っても異議申立てを取り下げなかった部分について、実施機関から何ら連絡がなかったため、申立人は、実施機関にその後の対応状況を問い合わせた。ほどなく実施機関から回答があり、同年 2 月 19 日付けで行った一部の開示決定及び非開示決定に瑕疵があったことが判明したため、これを取り消し、新たな開示決定及び非開示決定を行ったとの説明があった。さらに、取り消された処分に対する異議申立てはできないので、実施機関が改めて行った非開示決定に不服があれば、既に提出した異議申立書を修正する形で良いので、改めて異議申立てをするよう案内された。申立人としては、実施機関の一方的な都合でこのような対応を強いられることに納得できず、原処分の取消し後約 1 月にわたり協議を続けたものの、一刻も早く当審査会に諮問し、審査してもらいたいとの気持ちから、不本意ながら修正に応じた。その結果、本件異議申立ては同年 7 月 8 日付けでなされたことになった。これに対し申立人は、決定について不服申立てがあったときは遅滞なく審査会に諮問するよう実施機関に義務付けた条例第 18 条に違反するものであると述べている。

当審査会は、本件異議申立ての手續の中で実施機関にも確認したが、実施機関も一連の事実経過は概ね申立人の述べるところと同様であると認めている。なお実施機関が原処分の一部を取り消すこととしたのは、本来開示する公文書としては別記 2 のとおり表示すべきであるところ、誤って「CASE 2 の動画電子データ」と表示してしまったことが判明したためとのことであった。瑕疵ある処分の是正を図ろうとする実施機関の姿勢は理解できるものの、記載の誤りに気づき、取消しを行うまでに異議申立て後 3 月近くも要したことはないままに推移してしまった。既に異議申立てがなされた段階で、原処分の瑕疵に気づき、その取消しを検討するとすれば、その旨を申立人に説明し、その後の対応についても話し合う等の対応を検討しても良かったものと考え。実施機関は、不服申立てが被処分者の救済のために設けられた措置であることに改めて思いをいたし、今後は、不服申立人との十分な意思疎通や時宜を得た対応を心がけるよう要望する。

別記 1

- 平成 23 年 9 月 11 日開催の第 3 回東部地域ワーキンググループにおいて事務局が言及した「津波シミュレーション CASE 1 ～CASE 6 に関する計 6 ケース分の動画電子データ
- 平成 23 年 9 月 16 日開催の第 4 回震災復興検討会議において使用した参考資料「県道高さの検討について」の根拠とした県道嵩上 3 m, 4 m, 5 m, 6 m 計 4 ケース分の動画電子データ
- 平成 23 年 9 月 11 日開催第 3 回東部地域ワーキンググループにおいて使用した「資料 1」に示す「東日本大震災に関する東北大学学術合同調査委員会第 2 次報告会（平成 23 年 7 月 1 日）」の資料

別記 2

- CASE 5 の動画電子データ (case0922_ms.avi)
- 県道嵩上 6 m のケースの動画電子データ (case0922_ms.avi と同一)

審査会の処理経過

(諮問第 64 号)

年 月 日	内 容
平成 25. 7. 9	・ 諮問を受けた
25. 7. 22	・ 実施機関（復興事業局震災復興室）から理由説明書を受理した
25. 8. 5	・ 申立人から意見書を受理した
25. 8. 9 (平成 25 年度第 4 回 情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
25. 9. 13 (平成 25 年度第 5 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
25. 11. 1 (平成 25 年度第 6 回 情報公開審査会)	・ 申立人から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
25. 12. 24	・ 申立人から意見書を受理した
26. 1. 22	・ 実施機関において見分調査を実施した
26. 1. 29 (平成 25 年度第 8 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
26. 2. 27 (平成 25 年度第 9 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った